

## 家畜・家きんの病気は きちんと対策されているの？

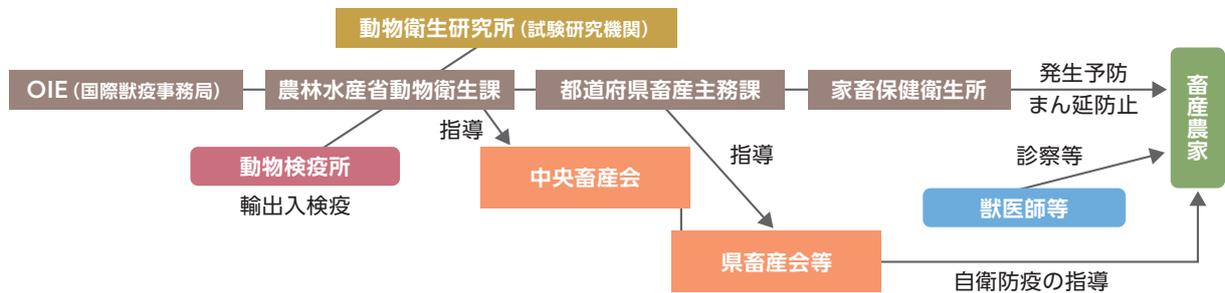
A

国内の農場は防疫体制を整え、  
感染症にかかった家畜・家きんの早期発見、隔離、  
消毒や媒介動物の駆除、  
予防接種などを行っています。

日本における家畜防疫体制は、国と都道府県の二段構え。国は都道府県・動物衛生研究所などと連携して国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導を行い、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習などを実施しています。一方で都道府県は、「家畜保健衛生所」を設置し、防疫対策を実施するとともに、都道府県ごとに家畜畜産物衛生指導協会などの自衛防疫団体を組織し、予防接種などの生産者の自主的な取り組みを支援・推進しています。

家畜防疫のために定められた「家畜伝染病予防法」では、家畜の感染性疾患の発生予防・まん延防止を目的に、病気になる・かかっている疑いがある家畜を発見した獣医師は遅滞なくその家畜あるいは死体の所在地を、管轄する都道府県知事に届け出なければならないと規定しています。また、家畜伝染病のうち国指定の8疾病は特定家畜伝染病に指定され、『特定家畜伝染病防疫指針』によって発生予防・まん延防止を行っています。

### 国内の防疫体制の仕組み



#### 特定家畜伝染病 防疫指針

特に発生予防・まん延防止のための措置を講ずる必要がある家畜・家きんの伝染性疾患「特定家畜伝染病」に対して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組む発生・まん延防止等の措置を講ずるための指針として「特定家畜伝染病防疫指針」が設定されています。

#### 特定家畜伝染病

- 牛疫
- 牛肺疫
- 口蹄疫
- 牛海綿状脳症
- 豚熱
- アフリカ豚熱
- 高病原性鳥インフルエンザ
- 低病原性鳥インフルエンザ